危機管理個別対応マニュアル作成基準

大項目	中項目	小項目	細項目	主な内容
第1章　総 則				
	1 目 的			マニュアル作成の目的
	2 趣 旨			危機対策の基本方針
	3 定 義	(1) 用語の定義		対処方針、各部局等の役割分担 、留意事項
		(2) 対象とする危機事態		
第2章　平常時の対策				
	1 危機管理体制の整備	(1) 情報収集体制の整備		担当の設置、任務分担、収集項目など
		(2) 組織の整備		各部対策会議等の設置、所掌事務、構成員など
		(3) 動員体制の整備		各部における動員計画、基準など
		(4) 緊急連絡網の整備		各部、関係部、関係機関等への連絡先及び連絡ルートなど
	2 職員研修・訓練の実施	(1) 情報研修の実施		職員の危機管理意識の向上、研修内容など
		(2) 訓練の実施		実施方法、実施内容など
	3 資機材等の整備	(1) 応急資機材等の整備		品目、数量、保管場所など
		(2) 協定等による調達体制の整備		品目、数量、調達先など
		(3) 医薬品等の備蓄		品目、数量など
		(4) 操作方法、取扱い		
	4 関係機関等との連携			連携すべき関係機関等、連携内容（平常時及び危機事態発生時）など
	5 予防対策	(1) 危機事態の分析・整理による事前防止		全国で発生した危機事例の情報収集、分析・整理など
		(2) 市民等への普及・啓発		危機対処方法等についての普及・啓発方法など

第3章　応急対策				
	1　的確な情報処理			情報収集体制の強化、通報、連絡事項、通信手段、情報の整理、分析方法など
	2　対処方針等の決定	(1)　主管部危機対策会議の設置（危機レベル1）		統括危機管理責任者及び広報広聴課との協議連携、各会議の構成員、対策の検討・調整事項、各会議の設置・移行・廃止基準及び手順、関係部局等への要請など
		(2)　庁内危機対策会議の設置（危機レベル2）		
		(3)　危機対策本部の設置（危機レベル3）		移行基準及び手順、関係部局等の分掌事務など
	3　被害者の保護・救済	(1)　活動要領		
		(2)　留意事項		
	4　被害の拡大防止	(1)　活動要領		
		(2)　留意事項		
		(3)　2次被害の防止		立入制限・禁止区域の設定要領、応急措置、監視体制など
		(4)　避難誘導		避難誘導要領、避難場所の設置・運営要領、応援要請等関係機関との連携、安全確保等に係る留意事項など
	5　広報活動及び情報収集	(1)　市民等への広報	ア　主な項目	危機事態の発生状況、被害状況、避難状況、2次災害の危険性、市民等がとるべき対処方法、本市の対応状況、応急対策の実施状況、高齢者等要支援者への支援の呼びかけ、生活関連情報など
			イ　主な手段	広報媒体など
		(2)　報道機関への情報提供	ア　広報担当者	「危機対策広報担当者」の設置、報道機関への応対要領など
			イ　提供時期	時期、提供に当たっての留意事項、統括危機管理責任者及び広報広聴課との調整など
		(3)　市民相談窓口の設置		相談窓口・問い合わせ電話の設置など
第4章　事後対策				
	1　復旧の推進			生活再建と各種施設、ライフライン等の復旧など
	2　安全性の確認と市民等への周知			市民生活の安全性の確認、市民等への安全宣言、風評被害の防止など
	3　分析・評価			危機事態発生原因の分析、危機対策の自己評価
	4　「個別マニュアル」の見直し			分析・評価結果に基づく見直し
	5　記録の保存			対応経過の記録・保存
	6　「旭川市危機管理推進委員会」への報告			危機対応についての全体報告、危機対策の分析・評価結果等の報告、再発防止策など